



午前11時28分 開会

○委員長（福木京子君） それでは、ただいまから第8回厚生常任委員会を開会いたします。

開会に先立ち内田副市长より御挨拶をお願いいたします。

○副市长（内田慶史君） はい、委員長、副市长内田。

○委員長（福木京子君） はい、内田副市长。

○副市长（内田慶史君） 本日は、第8回の厚生常任委員会ということで、御多忙の中、委員会のほうを開催していただきましてありがとうございます。

先ほどは、エコプラザあかいわのほうの現地視察をいただき、引き続きこれから平成26年度事業の進捗状況について協議をいただくことといたしております。どうぞよろしくお願いをいたしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（福木京子君） ありがとうございます。

それでは、先ほどの現地査察に引き続きまして協議事項に入っております。

1番目としまして、平成26年度事業の進捗状況について執行部から説明をお願いします。

○市民生活部長（小坂孝男君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、小坂市民生活部長。

○市民生活部長（小坂孝男君） お手元の資料のほうで市民生活部関係の平成26年度事業の進捗状況についてということで、社会保障・税番号、いわゆるマイナンバー制度について、この後担当課長のほうから説明申し上げます。

それから、その他といたしまして、9月の議会に向けての議案の予定をお示しいたしておりますので、そのほうも担当課長のほうからそれぞれ説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

○市民課長（作本直美君） はい、委員長、市民課長作本です。

○委員長（福木京子君） はい、作本課長。

○市民課長（作本直美君） では、失礼いたします。

社会保障・税番号マイナンバー制度について御説明させていただきます。

平成27年10月には国民の一人一人にマイナンバーが付番されるということで、今回総務課から住民記録システムにおけるシステム改修費が補正予算に上がっております。マイナンバー制度が身近なものになってきましたので、市民課として簡単に制度の概略を説明させていただきたいと思います。

平成25年5月に社会保障・税番号法が国会で成立されたことにより、市町村が国民一人一人に個人番号を付番し、社会保障、税、災害対策の各分野で利用されることになりました。

お手元の資料1ページ目ごらんいただきまして、1ページ目にはその目的や効果が示されております。公平、公正な社会の実現、行政の効率化、国民の利便性の向上ということで大きな

枠がここにつくられております。

資料2ページ目をごらんいただきますと、平成28年1月から順次個人番号の利用が開始されることが書かれてありまして、利用する手続については社会保障分野として、例えば年金に関する相談照会で、税分野としては確定申告書等への記載で、災害対策分野として被災者台帳の作成等とありますが、まだ具体的には明確になっておりません。

一般的なイメージにつきましては3ページをごらんいただきまして、児童手当の現況届の際に提示するとか、厚生年金の裁定請求の際に提示する、また確定申告用の法定調書や源泉徴収票に記載をするということが示されております。

市民課といたしましては、平成27年10月からお一人ずつに個人番号を通知することになります。そちらのことが4ページに書かれてありますが、住民票を有する全ての方に1人1つの12桁の番号がつけられ、住民票の住所に通知カードをお送りすることになります。

さらに、5ページ目には、今後の流れを簡単に示させていただいております。既存システムの改修について平成27年9月までに完了するということになっており、次翌10月から12月の間に通知を行うことになっております。平成28年1月からは個人番号カードの交付申請の受け付けが始まりまして、順次個人番号の利用も始まっていきます。さらに、平成29年1月から順次今度は国の機関間の連携が開始されていくという予定でございます。

この中で個人番号カードとは、現在の住基カードと同じようなものでして、氏名、住所、生年月日、性別の記載があります。そしてさらに、顔写真がついているもので、インターネットを利用して行政手続を行うための、今で言う法的個人認証サービスも付加されております。

なお、制度面における安心・安全の確保といたしまして、個人情報外部に漏えいされる等の懸念に対しまして特定個人情報保護委員会による監視、監督、それから情報提供等記録の確認、個人情報を一元的に管理せず分散管理を行う、情報連携の際に個人番号を直接用いない等、いろいろ配慮はされているところでございます。

今後、詳細なことが決まり次第、またこの場において御報告させていただきたいと思いません。

以上ですが、簡単に終わらせていただきます。

○委員長（福木京子君） 説明が終わりましたけど、これについてだけ質問をちょっと受けたいと思います。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 最後におっしゃってた住基カード、従前の、あれとの整合性というのがまず一番一つ聞きたいのと、それからあのとき非常にもめたのは、要するにその番号が情報が漏れた場合に個人情報が大変危険なのだということ、世界のあちこちでいろいろトラブルがあるよという話から非常にもめたのに、今回はマイナンバーという名前がちょっと国民総背番

号制と言われたようなのから大分変わったせいか、すんなり通っちゃっているんですけども、住基カードのときよりも情報量が多いわけですよね、税だとか、社会保障とか、全部出ちゃう。例えば、医療の明細なんかも出ちゃうんでしょかね、どんな病院にかかっていると病気はどうだとか。非常に情報量が多いような、住基カードから比べると感じがして、そのことに対するいわゆるファイアウォールっていうんですか、最後におっしゃってたけれども、個人情報の保護の点での面っていう不安を感じるのと、それから最後にこの通知が来るのと申請受け付け、要するに前住基カードの場合は番号が一方的に送られてきただけなんですよ。その番号はまだあると思うんですけど、その番号は全部無効になって新しい12桁が来るということですか。

それで、前は申請しなければカードつくなくてもよかったんですけど、今度は申請してカードをつくらねばならないのですかということ、その辺幾つかお教えを。

○委員長（福木京子君） ちょっとたくさんありますけど、よろしいですか。

○市民課長（作本直美君） はい、市民課長作本です。

○委員長（福木京子君） はい、作本課長。

○市民課長（作本直美君） 先ほどの住基カードとの関連のことをおっしゃっていましたが、28年1月からは新しい個人カードが出るようになりますので、住基カードはもうそちらでとまるようになります。今現在つくられている方については、住基カードはつくってから10年間お使いいただけますので、その間は御利用いただけるということになってきます。

お話が前後しますが、その住基カードは以前はとりあえず通知を皆さんに住民票コードをお送りして、住基カードを特にお勧めもしておりませんでした。このたびは通知をまずお送りします。そちらの通知はあくまでも以前の住民票コードと同じような形で通知だけを行います。その中にカードをつくってくださいというような申請書を同封しろというふうに国の方が示しております。そのかわり申請書をお送りしますので、もう、今回から利用に必要だと思われる方があればもう多く申請に来ていただいて、以前は住基カードをつくるには2回足を運んでいただくようになっておりましたが、申請へ1回来ていただいて、そこで顔写真があるものをお持ちいただきましたら、そこで1回限りでできるというような方式にはなっていくようです。余りまだ国の方が明確なことを出してくれないので、私たちも非常に手探りの中で進めさせていただいているところで、ちょっと今のところ十分な御説明はできないんですけども。

それから、個人の情報についてなんですが、皆様大体思われるのは、そのカードによっていろいろな情報がそれぞれの機関に個人的に行くのではないかと、勝手に行くのではないかとか思われると思うんですが、その辺は難しいところでは中間サーバーですとかそれぞれファイルをいろいろ作りまして、その個人番号が直結しないようなシステムにはなっております。利用についてもそれぞれの市町村が条例で定めて、どのあたりまで使用するか、利用するか、それから民間にも利用しようと思えばできるんですけど、そこまで広げていくかどうかという

のはまだ今のところどちらの自治体も余りそういう方針が出ていないんです。国の理想はこういう形でイメージとして出てきているんですが、実際にそれをどう利用していくかというのは自治体の判断になってきますので、その個人の情報が直接やりとりしていかれるというものでもありませんから、そのあたりは特定保護委員会とかというようなものも設けておりますし、それぞれを分散管理という形で情報が直に行くのではなく、ある番号、個人番号をそこで今度はある番号に変えて、それも業務ごとに番号に変えていくとかというようなイメージのようですので、そのあたりは前回の住基カードのときにいろいろ問題もありましたから国のほうも考えているようではあるんですが、余りちょっと御説明あげれるような部分は少ないかもしれないんですけども、よろしいでしょうか。

○委員長（福木京子君） ないですか。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） わかりやすい説明をありがとうございました。

そうすると、あくまで自治体の裁量ということですが、最初にここにあった社会保障と税番号っていうふうにあります。最低この社会保障と税の納付状況とか、それだけはこれはもう絶対入れると、それプラスアルファは自治体の裁量だと、そういうふうに理解していいんでしょうかということと、つくらなくてもいいわけですかということですね、逆に言えば。不要なものだと思えばつくる必要もない。それからあと、有料だろうと思うんですよ、カードつくるとしたら。幾らぐらいの手数料を取るのかっていう、そこはどうでしょう。

○市民課長（作本直美君） はい、市民課長作本です。

○委員長（福木京子君） はい、作本課長。

○市民課長（作本直美君） そちらのまず有料かどうかということから先に御説明させていただきますと、国の方針として今のところまだそちらをどうしようかということなんです。無料という案も出ております。それはなぜかといいますと、今のような住基カードのような普及率では何のメリットもないので、そのあたりを考慮してある程度お配りするという形に持っていくかというような考えもあるようではあります。

それから、先ほどの税と社会保障、こちらについては最低限利用したいところなんです。こちらについても実は自治体でそれぞれどういうふうな方向性で行くかというのはそれぞれで考えるということになっておまして、赤磐市としても今はまだいろいろと進めて、多分総務課を中心に進めさせていただいているところです。

○委員（原田素代君） はい、わかりました。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 一番怖いのは、カード持っちゃったらカードなくしたときにどうするかという、再発行してもらえるのか、もしくはカードをそのときに普通のクレジットのように

それはもうオシャカにして新たな番号になるのかとか、そのセキュリティーの問題、なまじカードを発行するとそういうリスクが一番高いわけですよね。そのことと、それから個人情報保護何たら会というのをつくってそこで決めるということですが、総務のほうを担当して、それはいつからその委員会がつくられていつ答申をされるのかっていう、そのスケジュールを教えてください。

○市民課長（作本直美君） ちょっと言葉。

はい、済いません、市民課長作本です。

○委員長（福木京子君） はい、作本課長。

○市民課長（作本直美君） ちょっとお言葉が足りなかったようですが、その特定個人情報保護委員会っていうのは国の機関でございます。

○委員（原田素代君） 違うんで。

○市民課長（作本直美君） はい。市町村でその委員会ができるかということになりますと、そういうものではないということです。

○委員（原田素代君） じゃあ、ここで審議する。

○市民課長（作本直美君） 審議そのものは、審議といいますか、先に今この資料の中でも5ページ目に特定個人情報保護評価というのがありますが、こちらが市町村に命ぜられている作業でございます、こちらに今取りかかっているところではあります。こちらは一応国のほうに報告をして、要は特定個人の情報を持っているところを全ての分野の業務を洗い出してどういう状況かということ国にまず報告をしてと、そこで精査しましょうということなんです、ちょっと曖昧な御報告で申しわけないんですけども。

○委員長（福木京子君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 要するに、自治体の裁量ということですから自治体で判断するわけですから、自治体の判断はどこの段階でこのタイムスケジュールの中では入ってくるわけですか。

○市民課長（作本直美君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、作本課長。

○市民課長（作本直美君） まず、マイナンバーの利用というところですね、最終的に。そうですね。こちらのあたりから順次どの業務にどういう分野を使っていくか、まずは今当面の課題としてはまずそれぞれのお一人お一人に番号を付番して、あなたの番号はこちらですよということを知っていただく作業から入っていき、それがある程度終わった後半部分になって、その作業の後半部分になった時点ではどういうふうな利用、市としてもどういう利用にするかかというところは見えてきていると思うんですが、そういう……。はい、ところなんで、それからまたさらに1年後には国のほうとのやりとりにもなってきますし。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

○委員（原田素代君） わかりました。ありがとうございました。

○委員長（福木京子君） これについて他の皆さん、よろしいですか。  
よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） ちょっと私1つだけ、今度は住基カードとは違って写真がちゃんとそれに入ってということは、最初の申請時点でそれぞれ皆写真を撮って持っていくと、1回手続しとったらもうずっとそれを使うわけですか。ちょっとその辺はどうなん。

はい、作本課長。

○市民課長（作本直美君） はい、委員長。

今も住基カードにはAとBとありまして、お顔写真がついた身分証明書のなものと、それから全くないものと両方あります。今後は必ず顔写真をつけて、もちろんもう御本人しか使えないということをそこで明確にするためなんですけど、一応成人は10年間ということで今は出てきております。また、今後変わることもあるかとは思われます。

以上です。

○委員長（福木京子君） わかりました。

この件についてよろしいですか。

○委員（原田素代君） ちょっとごめんなさい、最後に。成人……。

原田です。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 成人はということですけど、対象は何歳から対象なんですか、マイナンバーは、発行されるのは。

○委員長（福木京子君） はい、作本課長。

○市民課長（作本直美君） マイナンバーカードですか。

○委員（原田素代君） はい。

○市民課長（作本直美君） カードはちょっとそこをはっきり見てはないですが、もしかしたら未成年者は5年なんです、有効期間が。

○委員（原田素代君） ということは、じゃあ未成年、じゃあ生まれたときにカードを出します。

○市民課長（作本直美君） 番号はもちろん通知が行きます、今の住民票コードと同じように。恐らくカードについては15歳以上だったかなというような気もしますが、そちらはまたお調べして。

○委員（原田素代君） そうなんですか。

○委員長（福木京子君） あと、また詳しいことは後から知らせてください。

○市民課長（作本直美君） そうですね。また、よろしく願いいたします。

○委員長（福木京子君） この件についてよろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） そしたら、引き続いてお願いします。

市民生活部のほうですね。

○市民課長（作本直美君） はい、市民課長作本です。

○委員長（福木京子君） はい、作本課長。

○市民課長（作本直美君） では、平成26年度赤磐市一般会計補正予算、9月に提案予定でございます一般会計と国民健康保険特別会計について御説明させていただきたいと思っております。

お手元資料6ページでございます。

一般会計につきましては、歳入でございます、諸収入の雑入のうち返還金ということで1,314万円を計上させていただいております。今回のこちらに上げております補正予算につきましては全て例年どおりのものでございますが、こちらの返還金につきましては平成25年度岡山県後期高齢者医療広域連合へ療養給付費負担金として納めていた分につきまして、実績により精算したところ払い過ぎとなっていたために返還を受けるものでございます。

続きまして、国民健康保険特別会計事業勘定分でございます。

歳入につきましては、平成25年度決算による剰余金が2億6,569万8,447円出ておりまして、こちらを繰越金へ補正させていただくものでございます。

療養給付費等交付金については、支払いが発生するため、その財源として療養給付費等繰越金を1,779万8,000円計上させていただき、その他を通常分のその他繰越金として計上させていただいております。

歳出につきましては、全て平成25年度に概算で支払っていたもの、または交付されていたものに対して実績報告により額が確定したための精算でございます。

後期高齢者支援金につきましては不足分3,976万2,000円を、介護納付金の不足分2,131万2,000円をともに診療報酬支払基金へ支払うものでございます。

償還金に関しましては、平成25年度分の国庫支出金等について実績報告による精算を行いまして、超過交付されていたため返還するものでございます。その額2,348万1,000円となっております。内訳といたしましては、療養給付費等負担金、療養給付費交付金及び高齢者医療制度円滑運営事業費補助金に対して返還するものでございます。残り財源調整といたしまして、予備費に1億4,114万2,000円を計上させていただいております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（福木京子君） 引き継いでお願いします。

○協働推進課長（新本和代君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、新本課長。

○協働推進課長（新本和代君） 協働推進課から9月議会提案予定の2点について御説明をさ

せていただきます。

資料の7ページから9ページをお願いいたします。

まず、人権擁護委員の推薦についてでございます。お名前が前原春二さんです。住所は赤磐市桜が丘西10丁目14番11号です。前原さんの当初委嘱年月日が平成21年1月1日で、現在2期目でございます。平成26年12月31日をもって任期満了となりますので、9月議会に上程させていただくことにしております。前原さんは人格、識見高く広く社会の実情に通じ、特に人権擁護活動に理解が深く、現在69歳で健康面でも心配がないため、再任を考えております。本人の承諾を得ておりますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、人権尊重都市宣言についてでございます。9月議会に上程させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

人権尊重都市宣言案についてのパブリックコメントは、平成26年6月25日水曜日から平成26年7月22日火曜日まで実施いたしました。いただいた御意見は1件でございます。御意見につきましては9ページにございますが、いただいた意見の要旨は宣言文に社会を明るくする運動の文言を入れることを御検討くださいということでございます。御意見に対する市の考え方といたしましては、この宣言文に社会を明るくする運動の趣旨を包含しておりますので、この宣言文には加えないこととさせていただくと回答しております。パブリックコメントの結果につきましては、8月12日火曜日に赤磐市のホームページに掲載させていただいたところでございます。

以上、2件についてよろしくをお願いいたします。協働推進課からは以上でございます。

○委員長（福木京子君） 時間的にあとどんなでしょうかね。行きそうでしたら、次を説明願いたいと思いますが。

○環境課長（黒田靖之君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、黒田環境課長。

○環境課長（黒田靖之君） それでは、市民生活部の10ページのほうをお開きいただきますでしょうか。

環境課のほうからは、赤磐市のリサイクルプラザ条例の制定ということで9月議会へ議案として提出させていただこうと考えております。

このプラザ条例の制定につきまして、目的といたしましては、市民と協働して廃棄物の減量、再資源化を図るため市民みずからが廃棄物の再生利用の体験、学習、再生品等の譲渡等を通じて物の大切さを養うことを目的とするものでございます。ごみを有要物というふうにつまみまして、市民から市民へ使えるものを循環するということで物の大切さを改めて意識づけるということで、結果としてごみの削減へつなげていきたいというふうに考えております。

このプラザにおけます主な事業といたしましては、廃棄物の再生利用体験、それから学習、こういったものを通じるということで、それにあわせた講座等を実施していきたいと考えてお

ります。それから、再生品、それから再利用品の展示を行い、譲渡、販売に関するものという事業をやっていききたいと考えております。

それから、体験学習の場として施設、それから設備の提供、こういったものをリサイクルプラザ条例を制定いたしまして今後の事業の目的に応じた進め方をやっていきたいというふうに考えております。

それからもう一点、地方自治法180条の規定によります市長の専決処分報告案件を9月議会のほうへ提出させていただこうかと考えております。

1点目でございますが、先ほど環境センターのほうを見ていただきましたところの案件でございます。発生事故年月日につきましては3月26日、事件の概要といたしましては、ここに書いてございますが、環境センター内において市民の方が持ってこられたごみを投入した後に市の職員が車の後方ドアの閉鎖を確認せずにダンピングボックスを操作したために、後方ドアと機械が接触をいたしまして相手方の車に損害を与えたものという案件でございます。損害賠償額が16万1,000円という状況でございます。

それから、もう一点につきましては、事故の発生日が1月22日ということで、事件の概要は公用車が県道町苅田熊山線から県道可真上万富停車場線へ左折進入したところ、ネオポリス方面へ左折する相手方トラックの右側後方部と公用車の右側全部が接触いたしまして双方の車が損傷したという案件でございます。相手方に対する損害賠償額が1,764円ということで、いずれの案件につきましても示談のほうが成立しているという状況でございます。

ここどうでしょう、ここまででよろしいでしょうか。

○委員長（福木京子君）　ここまででよろしいですかね。よろしいです。

それでは、説明は終わりました、あと1時まで休憩に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君）　それでは、休憩といたします。

午前11時55分　休憩

午後1時0分　再開

○委員長（福木京子君）　それでは、休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

執行部のほうから説明をお願いします。

○環境課長（黒田靖之君）　委員長。

○委員長（福木京子君）　はい、黒田課長。

○環境課長（黒田靖之君）　それでは、市民生活部の資料の最後のページ、11ページのほうの一般可燃ごみ収集時間資料というものをごらんいただきたいと思います。

これとあわせて、先ほどお手元のほうにA3判のカラーの横向きの資料を配付させていただいておりますので、両方一度に説明するとちょっとややこしいので、最初に資料のほうに添付

している資料のほうからごらんいただきたいと思います。

まず、これは赤磐市全域の地図をちょっと図化したものでございまして、現在の収集の状況というのを見ていただくのにお示しさせていただいております。

まず、赤磐市を4つのブロック、山陽地域、それから熊山地域、それから赤坂から吉井にかけましては人口がおおむね等しくなるようにということで、両地域を合わせて4つの区域に分けさせていただいて、それぞれ赤坂Aの緑色と吉井のDの緑、これを一つのペアということ、それから赤坂Bと吉井のC、これ黄色に着色しておりますが、これが一つのエリアというような形で収集を行っていただくよう現在進めているところです。

それで、それぞれの山陽、熊山の下に赤字でキロメートルを書いております。これにつきましては、平均的なところから赤磐市の環境センターまでの片道の距離ということで平均的なところをとらせていただいて、ここにお示しをさせていただいております。

その下に、9時から15時30分ということで、全域こういった形にはなっておりますが、9時から収集を始めまして、環境センターへ戻ってくる時間ということで、それぞれのごみの量というもので若干は違いがありますが、平均的には大体もう15時30分には環境センターのほうへごみを搬入しているという状況がございましたので、平均的なところをとらせていただいてこういった表示にさせていただいております。

それから、もう一枚のほうお配りさせていただいておりますのは、それをもう少し細かくといたしましょうか、実態にどういった形でやってるのかということで、まず委託業務というものと直營業務という2種類がございます。直営部分につきましては、曜日の下に山陽A、Bというような形で書いておりますが、直営は山陽地域のみという形の収集体系でございます。委託につきましては、山陽A、Bから吉井のDまでということで、全域を委託で行っていただくようにやっております。

それぞれの台数等につきましては、委託の場合は月曜日のところを見ていただきますと17号車とか19号車とか書いてございます。月曜日につきましては、17、18、19、20号車ということで、4台で月曜日の収集エリア、山陽地域、赤坂と熊山エリアをそれぞれの号車で4台で回っているということになります。それから、同じ月曜日であっても直営の部分につきましては、山陽エリアのA地域、B地域、それぞれを3台のパッカー車で直営で回っているという状況でございます。それぞれのそういった形で見ていただいて、委託業者については月曜日から金曜日、水曜日を除いてになりますが、4台のうちで車を回してるという状況になっております。

収集時間帯につきましては、月曜日の山陽A、B地域、一番左側を見ていただきますと、17号車で朝9時から収集を始めるということで、これに間に合うようにステーションのほうへ出かけていくということで、月曜日につきましては、①から④にありますように、4回、4往復するという状況の中で9時から始まって15時30分にセンターのほうへ最終便として上がってくるというような形になっております。

こういった見方をしていただければ結構なんですけど、直営の部分につきましては始まりの時間は9時からにはなりますが、最後の終わりの時間が14時であったり、それから場所によってはお昼前に上がるというようになちょっと時間的には差が出ているような状況がございます。これは、この後職員のほうがセンターにおきましてそれぞれの業務を行うということから、あえてこういった時間帯で次の業務のほうの時間をあけるように収集形態を変えまして日々業務を行っているということになっております。従来から収集時間帯というのは新しいセンターができて以降、若干おくれていたという部分がございます。その中で、委託の部分につきましては現在1つの業者が全ての赤磐地域を委託しておりますので、それぞれの収集エリアの範囲の中でそれぞれの班の中で調整を行っていただく中で収集の終わる時間を少しでも早めようということで、それぞれの班長以下の連絡によって収集業務、内容を若干調整しているという実態もございます。以前から若干ではございますけど、30分なり45分程度後ろの部分が大部分所の収集のコースを見きわめながら、場所が大体把握できたという部分もあろうかと思うんで、少しずつではあるんですけど、若干時間が早まってやっていただけたという現状がございます。

ただ、ある程度これをまだまだ縮めなさいという話になりますと、やっぱりここも限度がございますので、収集車両の数であるとか、それから経費の問題、そういったものにも直結してくる話にはなりますので、この辺を十分やっぱり考えていかなければならない問題ではあるわけで、なかなかこの辺が難しい部分が現実としてはあるということをお承知いただければと思います。

ざっと状況としてはこういった状況で現在収集を行っているというところでございます。

○委員長（福木京子君） 説明が終わりました。

それでは、これまでの説明に対しての質問があれば。

○委員（原田素代君） はい、委員長、原田です。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） わかりました。2つ質問があります。直営と委託があるということはおわかりました。委託は委託業者が1社っていうことでしたけど、そうすると1社が4台持っていて回しているというふうに理解していいんでしょうかっていうことが1つ。

それから、シルバーさんが同乗されてるわけですが、それは直営だけが、委託にシルバーは乗らないんですね。直営だけにシルバーさんが乗車しているというふうに聞いたんですが、ちょっとその2点を教えてください。

○環境課長（黒田靖之君） 委員長、黒田です。

○委員長（福木京子君） はい、黒田課長。

○環境課長（黒田靖之君） 車につきましては、会社自体としては5台あるようにお聞きしております、予備、その車が壊れるということもありますので、突発的なことの対応というこ

とで、通常は4台で行っております。

それから、シルバーさんの関係が同乗というような話がありましたが、現在シルバーさんのほうは乗って行っておりません。直営のほうは当然職員が行ってます。それから、委託のほうは委託業者の方がお一方、それと委託事業者のほうが雇用されてる人がということで、赤磐市のほうのシルバーのほうさんが乗っていくという話ではございません。そういった形で。

○委員（原田素代君）　じゃあ、乗ってないんですね。

○環境課長（黒田靖之君）　そういうことですね。

○委員（原田素代君）　わかりました。終わります。

○委員長（福木京子君）　よろしいですか。

他に。

○委員（行本恭庸君）　はい。

○委員長（福木京子君）　はい、行本委員。

○委員（行本恭庸君）　これ委託と直営とで1台だけ、例えば17号車とか、18、19もあらあな。これで何回1日に運びようるわけ、一番多いんで、時期によっても違うじゃろうけど。

○環境課長（黒田靖之君）　はい、委員長。

○委員長（福木京子君）　はい、黒田課長。

○環境課長（黒田靖之君）　1日何回かというところが、例えば月曜日の一番左側ですね、17号車のところに①、②と書いております。これが1回が①、2回目が②というような形に見ていただければと思います。結局パッカー車に積み込んでいっぱいになったらそれで、この例でいいますと、9時から始めて10時10分には車がいっぱいになったんでセンターのほうへ帰ると。それで、ピットのほうへ投入して10時15分に出て、次が11時50分に帰る、これが2台目というような見方をしていただければと思います。月曜日に関して、その部分で言えば4回を15時30分まで車が往復しているというふうに見ていただければと思います。

赤坂なんかはその分やっぱし全体のごみ量、人口ももうそうなんです、その分少ないということで、距離もあるということで1台目が9時から11時40分、約お昼まで近くがかかって1回目で帰ると。2回目がお昼を挟んで1時から3時30分前後というふうな形で赤坂エリアを回って帰るとということで、赤坂エリアに例えばついてですと、1日に2回で回れる便数で回数であるというふうに見ていただければと思います。多くて4回というような形になっております。

○委員（行本恭庸君）　はい、わかりました。

○委員長（福木京子君）　よろしいですか。

○委員（行本恭庸君）　よろしい。

○委員長（福木京子君）　他によろしいですか。

○副委員長（丸山 明君）　はい。

○委員長（福木京子君） はい、丸山委員。

○副委員長（丸山 明君） いいですか。

○委員長（福木京子君） はい。

○副委員長（丸山 明君） 条例制定ということで環境課のほうで御説明があったんですが、リサイクルプラザ条例をつくるというふうになっております。目的と主な事業というふうに大きく分かれて簡単な御説明だったというふうに思います。前に質問したこともあって、ぜひあそこを、きょうも見たように、結構値打ちのある自転車だとか、家具だとか、さまざまな本も陶器も、いろんなものが各家庭にはしっかりと眠っております。それをぜひうまく生かすというふうな施設にしていきたいというふうな思いを前々から思っております。ですから、もうちょっとこれ多分条例として9月議会に出てくるということなんで、今作成中だろうというふうに思うんですけども、できましたら私どもこういう委員会ですから、早目にそのあたりの内容を教えていただいて、しっかりと僕も質問の中で岡山市の東部リユースプラザなんかのことも申し上げたと思うんで、たくさん資料あります。きょうもセンター長が自転車をどういうふうに、今集まっとんだけども、これいろいろ問題があるんだと、実際に売るまでには。売っていか、持ち帰っていただくまでには乗り越えないといけないことがあるというふうにおっしゃってましたが、それはもう必ずできることなので、やってるところがあるわけですから、すぐ近くでね。ですから、そういう意味でぜひいい条例にしていきたいと思うんですが、そのあたりどうでしょうか。

○環境課長（黒田靖之君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、黒田課長。

○環境課長（黒田靖之君） ありがとうございます。今回条例を上程させていただく中で、基本的にはリユース、再利用というところを中心に行っていく事業になっていきます。基本的には、当面という話にはなるとは思うんですが、直営、まだ9月に上程させていただいて、例えばそれで行えるような話になりますと、センターへいろんな市民からお持ちいただくものをある程度、きょうも少しありましたが、それ以上に集めなくてはならないというものもありますので、そのPRも当然必要になってきます。そういった期間をある程度頂戴して、実質的に早ければ11月ごろに実際運用ができればいいなあと。現在はそれの足がかりとしてとりあえず条例のほうを制定させていただこうと考えております。

もちろん再利用と、それから再生品というものを中心的にやっていくという形になります。内容的には有償でもらうとか、例えばそれ有償で差し上げる、無料で差し上げる、譲渡するというような形になるかと思えます。ですから、その辺をある程度物が十分集まらないとなかなかやっていくにはちょっと寂しいものもございまして、期間をちょっと頂戴していただいて、渡す以上ある程度安全なものというものをお渡しできないとだめだということもセンターとの調整の中でやっておりまして、例えば電化製品であったりしたら、その電化製品をどうい

う過程で出てきたかとかわからないというのも現実にあるんで、持って帰られた方が何かコンセントを差したらショートしたとか、そういうことが起きても困りますんで、やっぱり安全、器具には安全保証というんですかね、そういったものの保証がありますので、そういったものが担保できるようなものじゃないとうちのほうはお渡しできないんだろなああと。そういった専門の手直しをする技術者もなかなかその部分ではいらっしやらないだろうということもありまして、当面はそういったものはちょっと排除して安定的なもので安全なものをお渡ししようというところから出発させていただこうかなあというふうに考えております。

○副委員長（丸山 明君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、丸山委員。

○副委員長（丸山 明君） 何度も申し上げますが、既にやってるところがあります。ですから、そういう例をぜひ視察に行かれて、聞きに行かれて、そういうことで具体的に最初からそういう関心を持つ市民はおりますから、うまく巻き込んでそういうことを考えていただくほうが私は早く軌道に乗るし、うまくいくというふうに今まで僕も動いた中で思っておりますんで、ぜひそういうことで十分経験を吸収してスタートを切っていただきたい。条例管理についてもそういうふうなことも考えていただきたいというふうに思いますんで、よろしく願います。

以上です。

○委員長（福木京子君） 答弁よろしいですか。

○副委員長（丸山 明君） はい、結構です。

○委員長（福木京子君） 他にありませんか。

○副委員長（丸山 明君） はい、済いません。

○委員長（福木京子君） はい、丸山委員。

○副委員長（丸山 明君） 済いません、もう一件。

事故の件なんですけど、きょう見させていただいた手を巻き込んだというようなことがありましたし、それから今回専決で16万1,000円賠償ということが9月議会に出てくるということなんですけど、その辺に関してその後の、ちょっと僕聞き漏らしてたら申しわけないんですが、機械の運転操作のマニュアルというものはつくられたんでしょうか。整備されてるかどうか、そういったものに基づいて現在運用してるかどうかということをお尋ねいたします。

○環境課長（黒田靖之君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、黒田課長。

○環境課長（黒田靖之君） 2件今回事案として載っておりますが、それぞれの機械の操作、きょう見ていただいた部分も含めまして機械の手順書といいたいでしょうか、そういったものについては作成しております。それを見て確認しながら日々の業務に当たっているという状況でございます。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

○環境課長（黒田靖之君） できています。

○委員長（福木京子君） ちょっと私のほうから、この条例の制定は、今丸山委員も言ったんですが、条例はもっと内容がある条例が出てくるんですか。ここ今説明が目的と主な事業ということなんです。

それから、細かいことというのは条例じゃなくて規則とか、何かそういう形なんです。ちょっとその辺の説明をお願いします。

○環境課長（黒田靖之君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、黒田課長。

○環境課長（黒田靖之君） 今回は条例の部分で主に再利用品、それから再生品の展示、譲渡というものが主体的になります。それ以外に施設の中の部屋、それから多目的広場、こういったものの貸し出しということと、あと体験学習というんですか、そういったものの講習を年間を通じて幾らかやっていきたいというようなものがこのプラザの条例の内容でございます。

それと、条例以外にこれをつかさどるものとして規則のほうを制定させていただいて、なお細部的なものとして要綱のほうを、これは立ち上げて、実際そちらのほうで運用をやっていこうというふうに考えております。

○委員長（福木京子君） わかりました。

よろしいでしょうか、市民生活部のほうの質疑はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） こちらのほうは終わります。

それでは引き続いて、保健福祉部のほうの説明をお願いします。

○保健福祉部長（石原 亨君） 委員長、保健福祉部長石原。

○委員長（福木京子君） はい、石原部長。

○保健福祉部長（石原 亨君） それでは、保健福祉部の関係でございます。

まず、1番目として、平成26年度の事業の進捗状況ということで2点説明をさせていただきます。

それから、2番目にその他ということで、9月議会提案予定の案件について、条例案件として補正予算の案件3件ということで順次この資料に基づいて説明をさせていただきます。

○社会福祉課長（国正俊治君） 委員長、社会福祉課長国正です。

○委員長（福木京子君） はい、国正課長。

○社会福祉課長（国正俊治君） まず、臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金の受け付け状況及び支払い状況について御説明いたします。

資料の1ページをごらんください。

まず、臨時福祉給付金のほうですが、8月8日までに申請を2,462件受け付けております。

そのうち7月25日までの部分が審査済みとなっております、2,093件、4,531万5,000円の支給が決定しております。これは8月19日までに支払いの予定となっております。そのほか順次審査のほうは出ております。申請書をお送りしたもののうち審査済みとなっているものが50%を超えたという状況です。ちなみに、申請件数は複数人がまとめて申請できますので、人数でいきますと、書いてませんが、3,749人の方の受け付けをしております。

福祉給付金のほうにつきましては、下のほうにも書いてますが、市民税が課税されていない方が対象ということで、課税されてる方の扶養になって被扶養者になっててもだめということになっております。現在申請のほうもやや落ちついてきましたので、対象者の抽出漏れがないか再度確認をさせていただきまして、申請漏れがあるようでしたらもう一度勧奨のほうができればというふうに考えております。

次に、子育て世帯臨時特例給付金のほうです。8月8日までに2,234件の申請を受け付けております。8月1日までの審査済みが2,153件、3,886万円の支給を決定しております。18日までに振り込みとなっております。こちらのほうも人数で申し上げますと、書いてませんが、審査済みが3,886人となっております。申請書をお送りした方の65%が申請済みとなっております。ちなみに、子育て世帯のほうも所得制限がございますので、所得制限にかかった方については給付ができないという形になってます。おおむね半分の申請の受け付け期間が終了いたしました。おおむね順調に申請されているものと思っております。

以上です。

○委員長（福木京子君） 引き続きをお願いします。

○子育て支援課長（国定信之君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、国定子育て支援課長。

○子育て支援課長（国定信之君） それでは、資料2ページになります。子ども・子育て支援制度の概要について簡単に説明をさせていただきます。

支援制度につきましては、平成24年8月に子ども・子育てをめぐる課題を解決するというところで子ども・子育て支援法という法律がほかの2法とあわせて制定をさせております。これらの法律と関連する法律に基づきまして、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める、いわゆる子ども・子育て支援制度が来年4月からスタートする予定となっております。

これに関します費用負担につきましては、新制度の実施のために消費税が来年10%になった際の増収分から毎年7,000億円程度の財源を確保しての支援のほうに充てられるというふうなことでございます。

3の新制度の主な内容につきましては、3つ掲げてありますが、幼児期の教育、保育を個人への給付として保証するというので、認定こども園であるとか幼稚園、保育所、その他小規模の保育等の施設において共通の仕組みで給付が行われるということになります。

それから2番目は、前に説明させていただきました幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持つ認定こども園の普及、オープンにおいては給付していくということで、幼児期の教育と保育を一体的に受けられる環境を整えていくというのが一つの柱になっております。

それからもう一つは、地域の実情に応じた子ども・子育ての支援の充実ということで、施設に通われる方以外の在宅で子育てをされる保護者の方も利用できるそんなサービスのほうを充実していくというふうな3つの主な内容となっております。

それから4番目に、3つの認定区分ということが書かれておりますが、これがちょっと新しくなるところでありまして、保育所や幼稚園等の利用される保護者の方は利用するために認定を受けることが必要になってきます。認定部分については、下の表に掲げておるとおり、まず1号認定につきましては満3歳以上で教育を希望する人ということで1号認定。これを受けますと、幼稚園とか認定こども園のほうを利用していくというふうな形になります。それから、2号認定につきましては、満3歳以上で保育の必要な事由に該当して保育所等で保育を希望ということで、3歳以上の保育認定ということで、保育園とか認定こども園の利用になっていくと。それから、3番目に3号認定ということで、3歳未満で保育の必要な理由に該当して保育所等で保育を希望ということで、満3歳未満の保育認定ということで保育所、認定こども園、地域型保育等を利用するというふうな3つの区分が設けられます。

認定の受け付けのほうは、赤磐市としましてはこの秋から開始予定、保育所とか幼稚園に通われる方、それぞれの施設を通じて手続を行っていただくようにこれから進めていく予定です。

それから、利用に係る保育料等につきまして、自己負担の額ということになりますが、現行の負担の水準や保護者の世帯の所得に応じて国が一定の水準を出しています。それを上限として自治体が地域の状況に応じて決定するということが今後なっていくと思います。これが現在示されているところでは、階層区分が現在は所得税の額により区分されておったものが、来年度からは市町村民税の所得割税額による区分へとというふうな変更、それから赤磐市としましては現在8階層を設けておりますが、他市の例もありますので、もう少し緩やかな、少しの所得のほうが増加があっても大幅に保育料が変わらないというような階層の増加も今回の見直しの中できたらなと考えております。

続きまして、3ページに参ります。

給付制度の創設ということで、先ほども説明しましたが、給付ということになりまして、従来ばらばらに行われていた認定こども園、幼稚園、保育所等に対する財政支援の仕組みを共通化するということになります。給付の種類といたしましては、施設型給付ということで、ここに掲げた認定こども園、幼稚園、保育所、こういった施設型の給付と、それから地域型保育給付ということで、ちょっと説明しておりませんが、これは保育園とかのように多人数じゃなくて原則20人未満の少人数の単位で保育をするというものでありまして、小規模保育、家庭的保

育、事業所内保育、居宅訪問型の保育というような事業につきましての給付の2本立てになるというふうに決まっております。

7にその給付対象になるための許可と確認ということで、新制度になりましてそういう保育園の施設であるとか、事業者が給付を受けるためには児童福祉法に基づく認可、これは人員配置であるとか面積など施設等必要な基準を満たしているかというものと、子ども・子育て支援法に基づく確認を受ける必要があります。

ちょっとわかりにくかったと思うんですが、下の表にありますように、教育、保育施設について認定こども園、幼稚園、保育所につきましては認可のほうは、これは従来も行っておるんですけど、県において行われます。そして、給付を受けるための確認ということで、こちらのほうが赤磐市のほうで行う必要が出てきます。

それから、地域型保育事業ということは、現在赤磐市にほとんどありませんが、こういったものがやりたいというふうなことがありまして、条件を満たしておりますは認可のほうについて赤磐市が行う。それから、確認については、教育、保育施設と同じように赤磐市で行うということで、それぞれ括弧書きで条例の名称を掲げておりますが、こういった条例で基準をつくっております、それに基づいた認可であるとか確認を行っていくという必要が出てきます。これらの条例につきましては、後で説明しますが、9月議会のほうで上程をさせていただく予定にしております。

なお、米印のところにあります、来年始まる際に既にもう幼稚園、保育所等の認可を有する現在の施設につきましては、もう給付を受ける施設としての確認があったものとみなされるということで継続してできるようになっております。

それから8番目、赤磐市子ども・子育て支援事業につきましては、既にもう説明をさせていただいております、現在作成中であります。こちらのほうにつきましても、来年の3月の議会のほうで報告をさせていただければと予定しております。

それから、9番目の赤磐市子ども・子育て会議の設置ということで、これも子ども・子育て支援の事業計画の策定や変更等を行う制度であります。現在の子育て支援会議のほうにつきましては、一番下にありますが、今年度は次世代育成の支援対策地域協議会という会議に機能を持たせておりまして、今年度はそちらの会議で行いますが、来年3月にはこの会議の設置条例を制定する予定にしております。

以上で子ども・子育て新制度の概要について説明いたします。

○委員長（福木京子君） 引き続きをお願いします。

○保健福祉部長（石原 亨君） その他へ行かせてもらってよろしいでしょうか。

○委員長（福木京子君） ちょっと待ってください。

よろしいですかね。今までのことについて、そしたらちょっとここで一応質問を受けます。

○委員（原田素代君） 原田です。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 最初1ページからなんですけど、予定順調でほぼ前半半分済んでるってことなんですけど、私の感覚では下の四角の囲みの中で臨時福祉給付金の場合対象者が8,500人ですよね。それで、3,729人は順調なのかなあと。前半でもうちょっと集中して、最後漏れてるところが来るんだろうと思うんですけど、何かもうちょっとアップしないと、ペースを、後段子育ても7,000人に対して3,800人っていうのは、こういう場合順調だというふうに現場の感覚はそうなんだろうからそうなんでしょうけど、何かこれからまだ後段が大変だろうなと思うので、ちょっとそこはどうなるのかなっていうのが1つと。

ちょっと質問だけ、短いので次のところに入らせてもらいますが、3ページのところの9番、子育て会議が来年3月子育て会議として設置されるというような、聞いてはいたんですけど、その下にある次世代育成支援対策地域協議会というのがもう赤磐市の場合は動いているので、子育て会議の設置がおくれ、その後ということなんで、ただちょっとこういうふうになると、例えば聞いたところによりますと、岡山市ですと学童保育はその市の運営になるんですか、今後、今公設民営ですけど。何かこの子育て支援会議によって学童保育のほうも大分見直しが入るといふふうに岡山市のほうでは聞いているんですけど、そういう中身も含めて来年3月議会に出るのか、それとも来年3月に設置条例が制定されて以降出るのか、その辺は中身についていつごろ出るのかなっていうのが1つ。とりあえずその2つをちょっと教えてください。

○委員長（福木京子君） 2つですね。答弁をお願いします。

○社会福祉課長（国正俊治君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、国正課長。

○社会福祉課長（国正俊治君） 1つ目の順調かということについてですが、まず予算で要求しております8,500人、7,000人の数字です。これですが、実は国が出している全国的な人数の出現率で実は予算要求をさせていただいております、現実には8,500人と言いますが、申請の御案内をお送りしてるのが6,800人です。ですから、それからいけば50%を超えております。福祉給付金のほうにつきましては、少し制度がややこしゅうございまして、非課税の方にお送りしてるんですけど、別世帯でおられる息子さんの税法上の扶養に入ってるっていうようなケースもありますので、必ずしもその方々が全て対象となるわけではございません。その辺も御理解いただいて、申請されてない方もいらっしゃると思います。

あとそれから、確認作業なんかも大変煩雑でございまして、新聞にも出てましたけど、本人確認であったりとか、口座番号の確認の通帳の写しとかが漏れてるものが赤磐市でも大変多うございまして、返戻をかけさせてもらって、お手紙をつけて再度お送りしていただくようお願いしたりとか、御理解いただけない場合にはお電話で御説明なんかもさせていただきます。それも大きい山はちょっと越したかなと思っておりまして、申請件数もやや落ちついて

きております。そういう意味で50%、申請書をお送りしたものについては50%、8,500人からいけばちょっと少ないんですけど、おおむね順調かなあと考えてまして、さらに課税世帯の中に含まれる非課税者の方で税法上の扶養にとられていない方についてまだひよっとしたら申請できる方がいらっしゃるんじゃないかなというようなことが危惧されてまして、その件につきまして現在手作業で作戦で当たりをつけてまして、その方々については今月の末をめどに対象になりそうな方に再度御案内ができて、もう一山給付金のほうはできたらいいかなというふうに思っております。

それから、子育て世帯につきましては7,000人と言ってますけど、実際には5,800人の方へ送っております。ただし、公務員の方にはお出ししてませんので、公務員の方が何人かというのは読めません。そのお送りしたものの数でいくと今は65%、さらに申請の受け付け進んでまして、きょう現在でいくと70%を超えております。子育てのほうにつきましては、添付書類なんかややシンプルで、返戻なんかも福祉に比べれば少ないものですから、順調に早目に処理ができてるという傾向があります。

ということで、8,500、7,000は国の出現率で予算を見させていただいたのでやや多目かなということで、その数字と比較すればあれなんですけど、把握してる数字から見るとおおむね順調というふうに判断しております。

以上です。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

○委員（原田素代君） わかりました。

○委員長（福木京子君） もう一つの答弁を。

○子育て支援課長（国定信之君） はい、委員長、子育て支援課国定です。

○委員長（福木京子君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） 学童保育について岡山市のほうで子育て会議のほうで話題になってるということで、市のほうの所管に移るのかというふうな御質問だったかと思うんですけど、そういったことはなくて、この後で9月に上程します条例の中にこの学童保育を定める放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準っていう条例が1つ策定になります。国のほうでこの事業を行うのに市町村で条例で定めて質の確保を行うとか、そういった目的で設置が求められるようになっております。そういったものを現在設置されている子ども・子育て会議のほうでその内容について協議を行ってることが子育て会議で話が出たということだと思われま。

内容については、現在やっただいてる基準をもとに、それを中心に基準をつくっておりますので、大幅なものが求められるっていうものではないものとなっております。

赤磐市においても、今年度は次世代育成の地域協議会のほうでそのあたりも協議をしていく予定にしておりますので、最初に言いましたように、事業主体が民間がやられているものが市

のほうになるかと、そういったことはございません。ということです。

○委員（原田素代君） ちょっとじゃあ。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 確認ですが、市に条例ができるということと、公設民営の運営方法は従来どおりっていうのはちょっと整合性がよくわからない。市が条例つくって学童、いわゆる放課後児童健全育成云々かんぬんという事業の中に学童クラブが位置づけられるられるわけですよね、条例によって。その条例の中で公設民営もありというふうになるというふうに理解していいんですか。

○子育て支援課長（国定信之君） 委員長、子育て支援課国定です。

○委員長（福木京子君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） 現在学童保育の基準については、国のガイドラインがあって、それに基づいてやってると。新制度が始まると、それをより身近な市町村のほうにそれぞれ条例をつくって学童保育の指導とかが自分のところでできるような形にするというものでありますので、設置主体をどうするかということではございません。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

○委員（原田素代君） はい、いいです。

○委員長（福木京子君） 他にありませんか。

○副委員長（丸山 明君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、丸山委員。

○副委員長（丸山 明君） 子育ての新制度の概要ということについてなんですが、当市では今策定中ということが今後も見えるんですけど、さっきちょっと聞き漏らしたかもしれないんですけど、9月議会に条例を提案されるというふうなことなんでしょうか。それちょっと確認させてください。

○子育て支援課長（国定信之君） はい、委員長、子育て支援課国定です。

○委員長（福木京子君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） この後で説明を簡単にさせていただきますけど、新制度が始まって、それから先ほど言いました認定とか、それから事業所の登録とかがありますんで、その関係のあります条例、先ほど言いました基準なんかについて今回9月に条例を制定させていただくものということになります。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

○副委員長（丸山 明君） はい。

○委員長（福木京子君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） ないようですので、その他のほうの説明をお願いします。

○保健福祉部長（石原 亨君） はい、委員長。

○委員長（福木京子君） はい、保健福祉部長、石原部長。

○保健福祉部長（石原 亨君） それでは、その他でございます。

9月議会に提案予定の案件ということで、まず1番目でございます。条例の制定及び一部改正ということで、資料のページは4ページ、5ページでございます。

まず、1番目でございます。

赤磐市障害者地域活動支援センター条例の一部を改正する条例ということで上げさせていただきます。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正がなされたことによりまして、平成27年4月1日から障害者福祉サービスを利用する場合、計画の策定が必須となります。このため、赤磐市障害者地域活動支援センター条例に規定する事業の中に基本相談支援及び計画相談支援を行う特定相談支援事業を追加し、同センターを指定管理で運営している事業所が計画相談事業を実施することができるようにするものでございます。

またあわせて、引用条項のずれも修正するというようにいたしております。

それから、2点目でございます。

赤磐市社会福祉事務所設置条例の一部を改正する条例でございます。母子及び寡婦福祉法の名称が母子及び父子並びに寡婦福祉法に改正されたため、赤磐市社会福祉事務所設置条例の第2条の中の同法の名称を改めるということをお願いいたします。

続いて、3番目でございます。これにつきましては、先ほどの説明の中にありました新たな基準を定める条例でございます。

赤磐市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例でございます。子ども・子育て支援法におきまして、特定教育、保育施設、これには認定こども園、幼稚園、保育園等がございます、の設置者及び特定地域型保育事業者、これには家庭的保育、小規模保育等がございます、その事業者は市町村の条例で定める運営に関する基準に従い各サービスを提供することになったため、本条例を制定するものでございます。

なお、本条例で定める基準につきましては、厚生労働省令に示された最低基準に従い、または参酌して定めることとなっております、同省令に準じて定めるものでございます。

次の4番目でございます。こちらも新たな基準を定める条例でございます。

赤磐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例でございます。児童福祉法第34条の16の改正に伴い、市町村は家庭的保育事業等、これには家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、または事業所内保育事業、これらのものを言います、の設備及び運営について条例で基準は定めることになったため、制定するものでございます。

本条例で定める基準につきましては、先ほど申し上げました厚生労働省令に示された最低基準に従い、または参酌して定めるということになっておりますので、同省令に準じて定めるというものでございます。

なお、現在当該事業は赤磐市内では行われておりませんが、今後申請がなされた場合に備えて制定をしておくというものでございます。

次に、5番目でございます。こちらも新たな基準を定める条例でございます。

赤磐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例でございます。児童福祉法第34条の8の2において、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について市町村が条例で定めることとなったため、制定するものでございます。

本条例で定める基準につきましては、厚生労働省令に示された最低基準に従い、または参酌して定めるということになっておりますので、同省令に準じて定めるというものでございます。

6番目でございます。

赤磐市ひとり親家庭医療給付に関する条例の一部を改正する条例。母子及び寡婦福祉法の名称が母子及び父子並びに寡婦福祉法に改正されたため、本条例第2条の4項中の法律名を改正するというものでございます。

以上、6件の条例の制定並びに一部改正を提案させていただこうと思っております。

続けて、よろしいですか。

○委員長（福木京子君） はい、続けてお願いします。

○保健福祉部長（石原 亨君） では、2番目でございます。

平成26年度赤磐市一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

まず、歳入でございます。

歳入につきましては、介護保険特別会計繰入金、平成25年度の介護保険事業費の精算によりまして一般会計へ返還するというもので、繰入金として427万7,000円を受け入れするものでございます。

次に、歳出でございます。

1点目でございますが、社会福祉協議会補助事業でございます。これは前回のこの委員会でも報告をさせていただきました。赤磐市の福祉避難所に指定されております老人福祉センターについて社会福祉協議会が行った耐震診断の結果が地震による倒壊、崩壊の危険性が高いということから、本年度予定しておりました屋根改修工事を延期し、防災・減災事業債を活用した耐震補強をメインとした改修工事に変更するというにいたしておりまして、平成26年度に耐震補強の実施設計、平成27年度に屋根修繕を含めた耐震補強工事を実施するというところで現在進めているところでございます。

今回の補助金の変更でございます。既定の予算でございますが、当初予算計上しておりますものが9,178万3,000円でございます。今回の変更額2,704万8,000円を減額するという予算でございますが、この内容につきましては、屋根修繕工事の補助金額3,804万8,000円、これを全て減額いたします。そのかわりに、耐震補強実施設計の補助金額ということで1,100万円を追

加すると。この差し引きがマイナスの2,704万8,000円となるもので、今回この額を減額させていただくというものでございます。変更後の補助金額につきましては、6,473万5,000円となるものでございます。

今回の補正予算の財源につきましては、屋根修繕に予定しておりました地域福祉基金繰入金及び地域振興基金繰入金、合わせて3,342万2,000円、こちらを減額します。そして、耐震補強実施設計に係る防災・減災事業債770万円でございますが、これを追加するという事で財源を予定しております。

2番目でございます。

公立保育園の再編事業でございます。

赤坂地域の保育園統合に当たりまして新保育園建設用地の測量業務、地質調査業務、そして造成工事設計業務につきまして、合わせて826万2,000円の委託料を追加するというものでございます。この事業は合併特例事業債の対象となることから、790万円を起債充当することとしております。

続いて、3番目でございます。

平成25年度市民後見推進事業費の精算に伴う国庫返還金が生じております。4万4,000円を返還金として計上するというものでございます。

それから、4点目でございます。

感染症予防事業でございまして、予防接種法施行令の改正により平成26年10月1日より水痘ワクチン、成人用肺炎球菌ワクチンを定期予防接種として実施するという事とするため、合わせて2,362万5,000円、こちらを追加をいたしておるものでございます。

続きまして、(3)でございます。

平成26年度赤磐市国民健康保険特別会計佐伯北・是里診療勘定に係るものでございます。補正予算（第1号）についてでございます。

まず、歳入でございます。

平成25年度決算に伴う繰越金が確定したため、513万2,000円を追加するというものでございます。

続いて、歳出でございます。

是里診療所で使用しておりました牽引機つきローラーマッサージ器が故障いたしまして修理がこれはきかないと、もう二十数年使用したものでございまして修理がきかないということから、5年のリースで水圧マッサージ器に更新するというものでございまして、電気工事費及び6カ月分のリース料、こちらを合わせまして38万1,000円計上するというものでございます。残りにつきましては、予備費に475万1,000円を計上するというものでございます。

続いて、(4)でございます。

平成26年度赤磐市介護保険特別会計保険事業勘定でございますが、補正予算（第1号）でござ

ざいます。

歳入につきましては、平成25年度決算に伴う繰越金が確定したということから、3,808万9,000円を追加するというものでございます。

歳出につきましては、平成25年度決算に伴う保険料に係る余剰金を介護、その次に保険という言葉が入っとんですが、保険を、濟いません、消していただきたいと思います。介護給付費準備基金ということで、保険を消していただきたいと思います。こちらに積み立てるため、1,668万3,000円の追加をしております。

また、国庫補助金県補助金及び支払基金交付金精算返還金が発生したため、1,713万1,000円を追加するというものでございます。

そして、一般会計への精算返還金、こちらは歳入のほうでも説明いたしましたが、427万7,000円を計上しております。

財源を調整するため、予備費を2,000円減額して合計を3,808万9,000円とする補正予算といたしております。

以上が9月議会に提案させていただきます補正予算の案件でございます。

○委員長（福木京子君） 執行部の説明が終わりました。

これについて委員さんから質疑があれば。

はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 何点か教えていただきたいんですが、4ページの赤磐市障害者地域活動支援センター条例の改正ですが、よく読むと、障害者福祉サービスというのを利用する場合に簡単に利用できないわけですね。要するに、そういう窓口で相談をしてもらって計画、基本相談支援及び計画相談支援がないと利用できない。果たしていいサービスなのかなと思うんですが、それを活動支援センターが、その事業所がそういう特定相談支援事業をしなければならぬ。ということは、それは専門家が相談をされないと、その職員が誰かが担当でやりましょうってことにはならないんでしょうね。ですから、いわゆるイメージするのは介護保険のケアマネ、ここで言うケアマネになるんでしょうね。そういう専門家の制度というのは果たしてもうあるんですかっていうことと、それからこのサービスを利用する場合にそういう計画相談をして計画を立ててもらってつくるといふ非常に何か遠くなるような気がするんですけども、利用者にとってこの条例、この法律ですか、支援するための法律ってということによってどうなのかっていうのがもう一つ。その2点についてちょっと教えてください。

それから次に、3番目の特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の中に認定こども園っていうのは入るといふふうに理解していいんでしょうか。これ括弧で認定こども園、幼稚園、保育園ってなっているんですが、要するに以前認定こども園検討してますと、そうすると認定こども園のための条例をつくるのかなと思ったんですけど、ここで言う運営に関する基準を定める条例の中にもう既に認定こども園も含むということで、ここ

の条例がうたわれるようになるのかなと。赤磐市として認定こども園もつくるんですよということになるのかなって、ちょっとそこが確認をまずしたい、だってまだ決めてないから。当面赤坂でつくる、いわゆる一緒になる保育園をそういうふうにしようかっていうまだ段階なので、この条例に認定こども園をうたっちゃうのかなってというのがちょっとよくわからないのが1つと。

それから、4番目の事業所内保育事業っていうのはやってないって書いてありますけど、医師会病院はあいてる赤磐の何とか保育園だか幼稚園のところでも事業所内保育をしてるはずなんですけど、あれは対象にならないんですかということですね。恐らく事業所内保育としてやっていると聞いております。

それから次の、さっき私がこだわった学童クラブのことですけど、⑤の、放課後児童健全育成事業ですね。やっぱりこれはここには最低の基準に従って参酌して定めるというふうになってるんですが、13だか14クラブあるので、それぞれのクラブの実情を聞いていただきたいと思うんですよ。要するに、私がさっき言ったのは岡山市はそういうことをしてるわけです。現場の様子を聞いて、それでこの条例をつくらうとしているんです。ここでは最低基準だから現場はそんなに影響しませんよという意味なんでしょうけど、それにしてもよりよいものにしていくほうも大事なわけですから、とりあえずわずか14クラブですから、それぞれの地域の要望を聞いたり実情を把握した上で条例ができないと生きた条例にならないなあと思うんですが、そういう現場サイドをくみ上げるというようなことをやっぱりしていただきたいのですが、どうなんだろうということを知りたいと思いました。

○委員長（福木京子君） 以上で。

○委員（原田素代君） それから、最後ですが、国保の広域化がこれから考えられてるっていうのをたしか以前聞いたんですが。

○委員長（福木京子君） それは、ここが一番最後のところですね。

○委員（原田素代君） それはどんなふうに進んでるのか、その検討会議のための予算がたしか前回、今年度だか去年度か何かに計上されてるんですけど、国保広域化。県のほうに何かあれが行くとか行かないとか。それは議論がどの程度されてるのかっていうのももしわかればそれも教えてください。

以上です。

○委員長（福木京子君） 以上で答弁をお願いいたします。

○社会福祉課長（国正俊治君） はい、委員長。

○委員長（福木京子君） はい、国正課長。

○社会福祉課長（国正俊治君） 一番最初に御指摘のありました赤磐市障害者地域活動支援センター条例の一部改正について説明します。

まず、1点目に相談員の制度があるのかということですが。介護保険のケアマネジャーさん、

介護支援専門員がプランを立てなくちゃいけないっていうのと比較して申し上げます。障害者のほうにつきましても相談支援専門員と言いまして、障害者のほうのケアマネジャーの資格がございます。この資格を持った者が配置された事業所が特定相談ができる事業所となります。まず、制度についてはそういう制度が障害のほうにもあるということです。ただ、立てつけのほうが若干介護保険法と違っておりました、介護保険法でいきますと必ずケアマネジャーさんがプランを立てて、プランを国保連に出しておかないと事業所の請求が通らないという仕組みになって、厳密に運用されております。障害のほうにつきましては、今まででも制度あったんですが、おひとり暮らしとか、キーパーソンがいないようなそういう困難な方だけにそういうプランをつくりなさいよというふうになっておりました。これ22年12月に法律が変わりまして、24年4月から全ての支給決定を受ける障害者についてプランをつくりなさいよということになりました。24、25、26年度のこの3年間でその体制をつくっていきなさいよというふうに国が定めて猶予の措置がございました。これがいよいよ来年の4月からはなくなりまして、新たにサービスを申請して利用を受けようという方には全ての方にプランをつくりなさいよというふうに、それを出さないと市が支給決定の受給者証を出してさしあげれないというふうな法律になってしまいましたので、それで今市内でも慌てておりました、ちなみに赤磐市内にこの計画相談をやってる事業所さんは存在しません。赤磐市内の事業所さんでやられてるところはありません。赤磐市内をサービス提供事業所としている市外の事業所さんは13だったかな、11か13かちょっと忘れちゃったけど、重症者はありますので、和気のほうから来たりとか、岡山市のほうから来てプランを立ててくださってる方がもう既にいらっしゃいます。圧倒的な供給量が不足しますので、たちまちそういう事業所をやられてる事業所さんが今その研修を受けられて、その相談支援専門員、障害者版のケアマネジャーさんの資格を今取りにいかれてます。具体的に言いますと、このセンター条例で示してるのはわかたけ作業所と太陽の家作業所でございます。どちらも今この講習を受けておられまして、間もなく資格が取れますので、その方々がケアマネジャーとして障害のプランをしていくことを可能とするためしていきたいというふうに考えてまして、公の施設でございますので、この条例上でこの相談支援事業ができるということのをうたわないとその施設が使えませんので、条例を変えさせていただきたいというものでございます。

2点目ですが、利用者にとって有効かということなんですけど、これはもう答えを言いますと有効です。要は、専門の相談の方がその方々のそのサービスだけを見るんじゃなくて、家族の状況とか経済状況とか、その方々の障害特性に応じた、その方々の望む生活を実現させるために何が一番重要なのであるかというのをきちっとアセスメントしてプランを立てていくわけですから、必ず利用者の方々にとって有効であるというふうに考えております。問題は、事業所が少なくて、これを実現するためにぜひわかたけ作業所や太陽の家作業所のほうでも頑張ってるこの事業をやっていただいて、赤磐市内の障害者の自立生活の支援のために御活躍いただ

ければというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（福木京子君） あと、ちょっと済みません、休憩とらなくてもいい、もうちょっと行ってもよろしいですか。ほしたら、答弁お願いします。

○子育て支援課長（国定信之君） 子育て支援課国定です。

○委員長（福木京子君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） 御質問いただきました赤磐市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の中に認定こども園が入っているのではないかとありますが、これはあくまでも給付を行うためのそれぞれの施設について基準を示したものでありまして、これは赤磐市にはないんですけど、他の市とかでそういったところを利用された場合は、この基準でその施設を一応確認をしてから給付を行わなければならないということのためにできておるものであります。赤磐市がその認定こども園をつくるということであれば、また別の設置条例のほうをつくることになりますので、これはあくまでも給付のための基準ということになります。

それから、事業所内保育ということで赤磐医師会のほうがやっているんじゃないか、あれも対象にならないかということなんですが、院内保育を若草幼稚園の跡の園舎を利用してやっておられるとお聞きしております。今後この制度に乗るためには、単にその事業所の子供だけを保育するのに加えて地域の子供も一緒に保育をしないといけないというふうな条件が加わってきますので、そのあたりをどう事業者の方が判断されるかということになるかと思えます。

それから最後に、放課後児童健全育成事業につきましては、国が示してる最低限のことを定めるというレベルにしておりますので、条例的にはこういう形になるのじゃないのかなと思えます。ただ、それらの運用についたり現状の問題につきましては、御意見はいろいろ聞く機会を設けて今後は対応していきたいと思えます。

以上です。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。あと、国保ですね。

○市民課長（作本直美君） はい、委員長、市民課作本です。

○委員長（福木京子君） はい、作本課長。

○市民課長（作本直美君） 国民健康保険の県への広域化ということですが、岡山県についても動きはあります。平成29年をめぐりに今国のほうは進めていっているわけで、岡山県もこれに乗らないわけにはいかないということで徐々に進めてはっております。具体的には、ワーキンググループを4部会つくっております、6月からそのワーキンググループが始動しております。2カ月に1回ずつ集まるということで、赤磐市は給付部会のほうに入らせていただいて、そちらのほうでいろいろと意見を集約して、今県とも協議を進めているところであります。

簡単ですが、以上でございます。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（福木京子君） 他に質疑ありませんでしょうか。今までの説明について。

○委員（行本恭庸君） ちょっと。

○委員長（福木京子君） はい、行本委員。

○委員（行本恭庸君） 6ページのローラーマッサージ器について、これ29年から使うたというのはこれは買い取りにしたとかじゃないかと思うんじゃないけど、これ5年間のリースでだいたいどのくらい。

○健康増進課長（岩本武明君） 委員長、健康増進課岩本です。

○委員長（福木京子君） はい、岩本課長。

○健康増進課長（岩本武明君） リースにつきましては、1カ月当たり4万円、1カ月4万円ですので、年間が48万円です、を試算しております。

○委員（行本恭庸君） せえで……。

○委員長（福木京子君） 行本委員、ちょっとこの補正の関係になるのかなあ、これ。ちょっと突っ込んだあれというのはまた9月議会で。

○委員（行本恭庸君） 買うたほうがええんか、リースがええんか聞きよるだけの話じゃ。

○委員長（福木京子君） はい、どうぞ。

○委員（行本恭庸君） それも聞いたらいけんの。

○委員長（福木京子君） いや、その辺は判断をしてください。

○委員（行本恭庸君） そういう意味でわし聞きよんじゃ。だから、どんなん。買うたほうがええんか、リースしたほうがええんかという質問するのに、わしの聞き方がもうちょっとストレートに言やあよかったんじゃな。

○健康増進課長（岩本武明君） 委員長、健康増進課岩本です。

○委員長（福木京子君） はい、岩本課長。

○健康増進課長（岩本武明君） 買い取りがいいのかリースがいいのかということでございますけども、点検等も含めてのリース代ですので、リースのほうを今回は選択させていただいたということでございます。

以上です。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

ほかにありませんでしょうか。

○保健福祉部長（石原 亨君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、石原部長。

○保健福祉部長（石原 亨君） 昨日の、委員長、調整の中で3点御依頼のあった件でござい

ます。それについてそれぞれ説明をさせてもらっていいでしょうか。

○委員長（福木京子君） 委員さんのほうを先に、何かその他ありませんでしょうか、委員のほうから。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（福木京子君） 先に委員のほうをいきますので。

はい、原田委員。

○委員（原田素代君） もしかしたらその中含まれてるかもしれませんが、石蓮寺の最終処分場のほうの進捗がありましたら御報告をお願いしたいと思います。

○委員長（福木京子君） そちらを先に、そしたら答弁のほうをお願いします。

はい、藤井参与。

○市民生活部参与（藤井清人君） 小野田6地区並びに石蓮寺、稗田の区長さん等と定期的にお伺いして地元説明会の調整に向けて現在調整中です。

以上です。

○委員（原田素代君） ちょっと。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 調整中で何に向けてどうしようと思って調整中なんですか。

○委員長（福木京子君） はい、藤井参与。

○市民生活部参与（藤井清人君） 5月の英国庭園の会議については、一般の住民の方を対象にした説明会でした。しかしながら、関係区の説明会をまだ開催しておりません。その開催に向けての調整でございます。

○委員（原田素代君） ちょっと。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） この間の、6月18日の市民生活部の資料の中の計画にかかわる説明計画書という中に6地区、小野田地域6地区に石蓮寺地区と稗田地区を加えた8地区の住民を対象とした説明会をしたわけですが、今のお話ですと、じゃあ小野田地域6地区の役員さんを対象にした説明会ということですか。それとも、それに石蓮寺と稗田を加えた8地区の役員さんを対象にした説明会ですか。

○市民生活部参与（藤井清人君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、藤井参与。

○市民生活部参与（藤井清人君） 本来石蓮寺地区につきましては、石蓮寺と岡、佐古、稗田地区についての説明会を重ねてまいりました。しかしながら、小野田地区の区長さん等の要望も含めて小野田6地区についても個々説明をしてほしいという要望の中で、石蓮寺、岡、佐古、稗田に加えて要望地区があれば地元説明会を開催したいと考えております。

小野田6地区については、今までの対応としましては小野田6地区の区長さんが集まれる

区長会での会議は参加しておりました。しかしながら、個々の6地区を回った説明会というの  
はしておりませんので、今後調整したいと考えてます。しかしながら、まだ地元説明会を開催  
するということまでは行っておりません。

以上です。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

はい、原田委員。

○委員（原田素代君） せめていつまでに説明をここまでして、その結論をいつまでには出し  
たいというようなそのプランというのはいないのでしょうか。

○市民生活部参与（藤井清人君） 現在のところはありません。

○委員長（福木京子君） はい、藤井参与。

○市民生活部参与（藤井清人君） 区長さんのほうに説明会を開催したいという要望は伝えて  
おりますが、区長さんのほうで今受け入れてやるということまでは回答いただいております。

以上です。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

○委員（行本恭庸君） 関連で。

○委員長（福木京子君） はい、行本委員。

○委員（行本恭庸君） あれは広域のときに3市1町にしょうるときに6地区も対象にしとり  
ゃせまあ。何でまたそれ広げるん。同じ施設のものをつくるのに広域で説明をしとる地域と、  
今度は市が単独でやるようになったら同じことをやるのにもう広げてやる、内容によりけりじ  
ゃけど、広げりゃ広げるほど難しゅうなるような問題を何で広げるのか。やっぱし全然関係な  
いというたらそりゃ語弊があるかもしれんけど、しかし前の3市1町ときには影響がないと  
いうような考え方でしてないとわしゃ思うんじゃけど、そこらはどういうに捉えてあるん。

○市民生活部参与（藤井清人君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、藤井参与。

○市民生活部参与（藤井清人君） 前の広域のときには具体的な計画まで行っておりません。  
その中で関係4地区の説明にとどまっております。しかしながら、小野田川の下流地区に当た  
ります小野田6地区につきましては、一部酌田等上流もありますけども、要望があれば回って  
いく予定にはしておりました。

今回小野田6地区についての説明の要望は、石蓮寺、岡、佐古の区長さんも言われておりま  
すことなので、市のほうとしても対応していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

他によろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） ほしたら、ないようですので、執行部のほうお願いします。

○介護保険課長（藤原康子君） はい、介護保険課藤原。

○委員長（福木京子君） はい、藤原課長。

○介護保険課長（藤原康子君） 介護保険課から資料にありませんけれども、1点報告させていただきます。

この4月に開設いたしました地域密着型サービスの平成25年度整備の小規模多機能型居宅介護ベリーズホーム天神の森につきまして報告させていただきます。

この施設は、登録定員25名のところ8月1日現在で13名の登録がありまして、デイサービス、訪問介護、宿泊利用等の順調に運営をされておられます。定員は25名と申しましたが、今年度徐々に人数をふやして行って、事業所の当初の計画でお聞きしていますのが年度末に20名を目標として事業を運営すると聞いております。

この施設を含みまして地域密着型の施設、グループホームとかなんですけれども、市が介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図るため、毎年施設の実施指導をいたします。このベリーズホーム天神の森につきましては、あす施設の実地指導に行く予定としております。

簡単ですが、報告にかえさせていただきます。

以上です。

○子育て支援課長（国定信之君） 委員長、子育て支援課国定。

○委員長（福木京子君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） 子育て支援課から赤坂地域の保育園の統合に関する進捗状況について報告をさせていただきます。

6月議会終了後、地域の皆様へ広く保育園の統合について周知を行おうということと、認定こども園の導入についても御意見をいただくため、赤坂地域での会合などにあわせて説明を行っております。

7月以降の実施状況を報告いたします。7月20日、21日には3地域で市長対話室のほうを開催いたしました。笹岡33人、軽部19人、石相12人という方が参加されました。笹岡地域では、保育園統合により過疎化が拍車がかかるのではないかと、送迎バスの確保はしてもらえないのか、その他土地の活用に関する意見などもいただきました。軽部地域では、認定こども園は保育園と一緒にできるようになるんで保育園より教育が低下するのではないかとか、小学校の統合も保育園の統合をきっかけに進めてもらいたいとの意見がありました。また、石相地域では、赤坂支所前の交差点の改良も検討してもらいたい、また保育園は赤坂地域外から広域の利用者も想定した運用を検討してもらいたいなどの意見をいただきました。全体的には、保育園の統合はやむを得ない、前向きに進めてもらいたい、施設が老朽化しており早く実現してもらいた

いといった意見多く、また認定こども園の導入や病児保育についても保護者の意見を聞きながら進めてもらいたいとの意見でありました。

また、7月28日には、赤坂中学校PTA向きに行われた市長対話室でも説明をさせていただきました。また、8月に入りまして公民館分館の運営委員会が開催されるということで、17日には軽部の会議、それから今週金曜日の22日には笹岡の会議に出席して説明をさせていただく予定であります。また、今月8月末から各保育園の保護者を対象にした説明会を3園で実施する予定となっております。

以上、赤坂の統合に関する進捗状況の報告といたします。

○健康増進課長（岩本武明君） 委員長、健康増進課岩本です。

○委員長（福木京子君） はい、岩本課長。

○健康増進課長（岩本武明君） それでは、子宮頸がん予防ワクチンの状況について説明をさせていただきますと思います。

子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、25年4月1日から予防接種法に定めます定期接種というものになっております。しかしながら、25年6月に厚生労働省からの勧告によりまして現在は定期接種を積極的に勧奨すべきではないという状態が引き続いております。この定期予防接種というものは、市町村長において実施しなければならないと定められているものではないのですが、この厚生省からの勧告がございまして、現在のところ赤磐市のほうではそういった積極的勧奨は行っていないという状況でございます。

参考までに、平成24年度は任意接種を行ったときでございますけれども、子宮頸がんの予防接種を受けられた方が535人、25年には123の方が予防接種のほうを受けられております。他市の状況等につきましても、予防接種法に定める予防接種でございますので、それぞれ法律あるいは施行令等の関係法令に従って実施しているものと思っております。同様の通知等に基づきまして実施しているのもので、他の自治体も同様だというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（福木京子君） わかりました。

説明がありました。

もういかがですか。もうないですか、委員さんか、執行部の方か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） わかりました。

それでは、もうないようですので、以上をもちまして第8回厚生常任委員会を閉会したいと思います。

閉会に当たりまして、内田副市長より御挨拶をお願いします。

○副市長（内田慶史君） 委員長、副市長内田です。

○委員長（福木京子君） はい、内田副市長。

○副市長（内田慶史君） 本日は、当委員会におきまして現地査察、また平成26年度の事業の進捗状況につきまして協議をいただきまして大変ありがとうございました。特にエコプラザあかいわにつきましては、労働事故等の再発防止の徹底、またリサイクル減量化につきましてはもったいないをキーワードに今後も再利用等に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、9月に入りますと定例議会もごございます。今議会は決算もごございますので、議案等精査を十分しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。本日は大変お世話になりありがとうございました。

○委員長（福木京子君） ありがとうございました。

これで本日の委員会を閉会といたします。

午後2時24分 閉会